

国保減免国が半額負担

厚労省 運用の新基準通知

厚生労働省は13日、国民健康保険（国保）の患者負担を減額・免除する市町村の制度にかんする新たな基準を示す通知を出しました。同省は、新基準による減免額の2分の1を国が特別調整交付金で負担する方針を表明しています。

国保法44条は患者負担（現役世代3割・高齢者1・3割）の減免を市町村が行えることと定めています。しかしこれまで、国による具体的な運用基準や財政支援がありませんでした。このため、減免制度をもたない市町村が半数近くに上っていました。

今回の厚労省通知は、災害・廃業・失業などで収入が生活保護基準以下に急減し、預貯金が生活保護基準の3カ月以下である世帯を減免の対象とするという基準を示しました。減免の期間は1カ月

です。今回の厚労省通知は、災害・廃業・失業などで収入が生活保護基準以下に急減し、預貯金が生活保護基準の3カ月以下である世帯を減免の対象とするという基準を示しました。減免の期間は1カ月

本共産党の小池晃前参院議員が昨年、「自治体の半数近くで制度がないのは問題だ」（6月18日、参院厚生労働委員会）と追及。国の責任で財政支援も行うため、外資系一厚労相（当時）が「負担分の半分を国がみることでできないか検討している」と答弁していました。

国保の患者負担は重く（現役世代3割・高齢者1・3割）、治療の中断や受診の抑制が広がっています。国は昨年、収入が生活保護基準以下に急減し、預貯金が生活保護の3カ月以下に達する世帯に減免のモデル事業を実施

してました。田村氏は、国が減免制度の新基準を示すにあたっては、非正規雇用が増え中小企業が不況に苦しむ中で、恒常的に収入が少ない世帯も対象とするよう求めました。これに対して足立政務官は「福祉的な意味合いが強くなり、医療保険の中での扱いだけでは済まない」と否定的な考えを表明。田村氏は医療保険での対応も必要だと反論しました。

国保の基準以上の拡充を自治体が行えることを明確にするよう田村氏が迫ると、足立氏は「市町村の自主性を担保しなければならぬ。国の基準は一つの最低限で、上積みをする市町村が行うのは望ましい」と答弁しました。



質問する田村議員 田村氏は、国が減免制度の新基準を示すにあたっては、非正規雇用が増え中小企業が不況に苦しむ中で、恒常的に収入が少ない世帯も対象とするよう求めました。これに対して足立政務官は「福祉的な意味合いが強くなり、医療保険の中での扱いだけでは済まない」と否定的な考えを表明。田村氏は医療保険での対応も必要だと反論しました。

市町村で上積み可能

国保減免 田村議員に厚労省答弁

国民健康保険（国保）の患者負担の減免制度について、厚労省が問に立ち、市町村の判断で国の基準以上に拡充できることを明確にするよう求めました。

断で国の基準以上に拡充できることを明確にするよう求めました。厚労省の足立信也政務

官は、国の基準は「最低限」を示すもので、市町村が自主的に上積みを行うことは「望ましい」と答弁しました。

国保の患者負担は重く（現役世代3割・高齢者1・3割）、治療の中断や受診の抑制が広がっています。国は昨年、収入が生活保護基準以下に急減し、預貯金が生活保護の3カ月以下に達する世帯に減免のモデル事業を実施

してました。田村氏は、国が減免制度の新基準を示すにあたっては、非正規雇用が増え中小企業が不況に苦しむ中で、恒常的に収入が少ない世帯も対象とするよう求めました。これに対して足立政務官は「福祉的な意味合いが強くなり、医療保険の中での扱いだけでは済まない」と否定的な考えを表明。田村氏は医療保険での対応も必要だと反論しました。

熱中症から低所得者守れ

生活保護に夏季加算要求

参院委で田村議員

2010. 9. 14

日本共産党の田村智子議員は13日の参院厚生労働委員会、熱中症による死者を出さないために、生活保護の夏季加算やシェルター（避難所）設置などの新たな対策を行うよう求めました。田村氏は、厚労省が行っている予防法の周知だけでは被害を防げない指摘。経済的な理由でクーラーを買えない場合、都道府県の社会福祉協議会の生活福祉貸付金を利用できないことを周知するよう求めました。さらに、生活保護受給者が電気代の心配からクーラーを3時間しかつけられない設定温度は30度などとしている実態を示し、夏季加算の新設を提案しました。長妻昭厚労相は「検討している」と述べ

いと答弁しました。田村氏はまた、人工透析を受けて水分補給を制限されている90歳の高齢者がクーラーのない部屋で暮らしている例も示し、低所得世帯には従来の方法を越えた支援が必要だと主張。熱中症シェルター設置や高齢者訪問活動などに国として財政支援を行うよう求めました。長妻昭厚労相は「検討している」と述べ

第3種郵便物認可

2010. 9. 14

厚労省

日

収入減世帯の国保窓口負担減免

対象は「生活保護水準」

厚労省通知

厚生労働省は13日、市町村の国民健康保険（国保）で一時的に収入が下がった際に医療費の窓口負担を減免する制度について、「生活保護水準以下」を対象とするなどの基準を都道府県に通知した。ただ、通知は助言に当たり、具体的なルール作りは市区町村が担う。

低所得者も対象とするよう求める声も出ていたが、「一時的な所得減少」に限定する従来の考え方は変更しなかった。また、現在は自治体が減免分を全額負担しているが、国の基準に沿って減免した場合に半分を国が補填していく。

生活保護に夏季加算

冷房費など 厚労相、検討表明

長妻昭厚生労働相は13日の参院厚生労働委員会、生活保護費に冷房費などを上乗せする夏季限定の加算について、「生活保護全体との関連性も含め、検討していきたい」と述べ、導入を検討する考えを示した。田村智子氏（共産）への答弁。記録的な猛暑の中、クーラーを使わずに熱中症で救急搬送されたり死亡したりするケースが相次いでいる。生活保護には、11月から3月にかけて暖房費などとして支給額に

上乗せされる「冬季加算」があるが、夏季加算はない。長妻氏は「夏の電力消費がどう増加していくのか、クーラーの保有率も正確に把握していない」と考えている。言及。冷蔵庫やテレビなどの保有状況と合わせ、厚労省が生活保護世帯の実態を年内にもまとめ、電力代補助などの基準づくりを検討していく。単身世帯の冬季加算の場合、東京23区で月額3090円、札幌市では月額2万3250円が支給されている。